

いじめの定義と本市のいじめの現状について

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ」の認知

いじめられた児童生徒の立場に立って認知する

- ・冷やかし、からかい、悪口
- ・ふざけ合い
- ・机を離される
- ・物を投げられる
- ・菌移しをされる

2 認知件数

	H 2 7	H 2 6	H 2 5
小学校	1 1	1	1 0
中学校	1 0	8	8
合 計	2 1	9	1 8

態 様	H 2 7	H 2 6	H 2 5
①冷やかし・からかい・悪口・脅し文句等	1 4	5	1 5
②仲間はずれ・集団による無視		1	5
③ぶつかる・叩く・蹴る（軽く）			2
④ぶつかる・叩く・蹴る（ひどく）		1	2
⑤金品をたかる			1
⑥金品を隠す・盗む・壊す・捨てる	3	1	1
⑦嫌なこと・恥ずかしいこと・危険なこと	4	1	1
⑧パソコン・携帯電話等による誹謗中傷等			2
⑨その他			
合 計	2 1	9	2 9

※平成26年度以降は、認知したいじめに対し主な態様を計上している。

「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の一部見直しについて（27初児生第26号 平成27年8月17日）

- (1) いじめは、社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。
- (2) いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けて取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価する。
また、各教育委員会等は、学校の教職員の評価において、「積極的にいじめを認知し、適切に対応すること」を肯定的に評価する必要がある。
- (3) 初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても遺漏なく認知件数に計上すること。